

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 30 年 4 月 26 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1701050 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800011 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 2 年 4 月 1 日から平成 6 年 3 月 23 日まで

A 社に事業主として勤務していた請求期間の標準報酬月額がかなり低額に記録されているので、請求期間の標準報酬月額を正しい金額に見直し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、A 社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、オンライン記録及び同社の商業登記簿謄本により確認できる。

また、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 2 年 4 月から平成 5 年 3 月までは 53 万円、同年 4 月から平成 6 年 2 月までは 9 万 8,000 円（健康保険の標準報酬月額については、平成 2 年 4 月から平成 4 年 9 月までは 71 万円、同年 10 月から平成 5 年 3 月までは 98 万円）と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 6 年 3 月 23 日。以下「全喪日」という。）の後の平成 6 年 3 月 31 日付けで、平成 2 年 10 月、平成 3 年 10 月、平成 4 年 10 月及び平成 5 年 10 月の定時決定並びに同年 4 月の随時改定の記録が取り消された上で、平成 2 年 10 月に遡って 8 万円に減額され、その後、平成 6 年 4 月 4 日付けで、平成 2 年 4 月に遡って 8 万円に減額されていることがオンライン記録により確認できる。

一方、請求者は、上記の 2 度にわたる標準報酬月額の減額に係る手続をした記憶はない旨回答しているが、元従業員は、A 社には社会保険料の滞納があった旨回答しているところ、請求者は、社会保険料の負担が大きく、支払ができなくなると考え、社会保険事務所（当時）からの勧めもあったので同社を全喪させた旨回答している上、社会保険事務所への提出書類に押印する印章は自らが管理していた旨回答していることから、請求者は、同社の代表取締役として、請求期間に係る自らの標準報酬月額の減額に関与したものと考えざるを得ない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A 社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。